

白井市と「ウマ娘 プリティーダービー」とのコラボレーション企画に係るトレーディングカード配布事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、白井市（以下、「市」という。）と株式会社Cygamesが有するコンテンツ「ウマ娘 プリティーダービー」とのコラボレーション企画において実施するトレーディングカード配布事業（以下、「トレカ配布事業」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象者 トレカ配布事業において、市から無償譲渡された配布物たるトレーディングカードを配布する事業者として市から登録を受けたものをいう。
- (2) トレーディングカード 対象者から配布する券種（以下「トレカ」という。）をいう。

(実施主体)

第3条 実施主体は、市とする。

(事業内容)

第4条 市内の産業振興や消費の喚起、市の魅力のPRなど地方創生の取組として、市内対象店舗で会計が税込1,000円ごとにトレカを1枚配布する事業を実施する。

- 2 前項の配布にあたっては、対象者は来客者に対してカード配布希望の聞き取りを行い、希望した来客者に配布する。
- 3 トレカの配布枚数は、一回計につき最大5枚までとする。

(対象者の要件)

第5条 対象者は、次の各号に掲げる全てに該当する者とする。

- (1) 本社、または主たる事業所、あるいはそれに類するものが市に所在する事業者

- (2) 小売業、サービス業を営む事業者（ただし、コンビニエンスストアやスーパーマーケット等の大手チェーン店・フランチャイズ店を除く）
- 2 前項の規定に関わらず、市長が特に認める事業者は対象者とする。

（登録申請）

第6条 対象者は、令和8年1月14日までに、次に掲げる事項を記載したトレカ配布事業対象者登録申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 住所（所在地）
(2) 事業者名
(3) 代表者氏名
(4) 事業種別
(5) 一日当たりの来客数
(6) 連絡先
- 2 登録は、次の各号に掲げる全ての事項に同意した者以外行うこととはできない。
- (1) 配布を行うトレカは、申請者本人が、白井市役所企画財政部企画政策課（千葉県白井市復1123番地）に来庁し、受領すること。
- (2) トレカ配布事業の実施において、市が実施する一切のアンケート等調査に協力すること。
- (3) トレカ配布事業の実施において、市が実施する一切の広報媒体への事業者情報や写真等の掲載を認めること。
- (4) 無償譲渡された配布物たるトレカについて、その棄損や配布に関するトラブル、その他一切について、市が免責される旨、承諾すること。
- (5) 無償譲渡された配布物たるトレカについて、第4条に規定する事業にのみ使用し、事業外の譲渡及び転売等の行為を行わないこと。

(対象者の決定)

第7条 市長は前条第1項の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査の上、登録の可否をトレカ配布事業対象者決定（却下）通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(対象者の取消し)

第8条 市長は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、対象者が現に保有しているトレカの返納を求めるものとする。

- (1) 対象者から登録の取消しについて、トレカ配布事業対象者取消申請書（別記第3号様式）の提出があったとき。
- (2) 第5条第1項の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 市又は市民の信頼を著しく損なう行為があったと認めるとき。
- (4) 第6条第2項の同意事項を違約したとき。
- (5) その他市長が登録を取り消す必要があると認めたとき。

2 市は、前項第3号から第5号までの規定による取消しを行うときは、対象者に対し、損害に相当する額を請求することができる。

3 市長は、第1項の規定による取消しを行うときは、トレカ配布事業対象者取消通知書（別記第4号様式）により対象者に通知するとともに、登録情報を抹消するものとする。

(費用負担)

第9条 トレカの受領その他の事由により発生した経費は、対象者が負担するものとする。

(配布期間)

第10条 トレカの配布期間は、令和8年1月23日から令和8年5月31日までとする。

(中間報告及び実績報告)

第11条 対象者は、トレカ配布開始から令和8年3月31日までの期間の次に掲げる事項を記載したトレカ配布事業中間報告書（別

記第5号様式)を令和8年4月10日までに市長に提出しなければならない。

(1) 配布枚数

(2) 配布期間(トレカ配布開始から令和8年3月31日まで)

(3) 配布期間における売上金額(前年同期比／%)

2 トレカ配布終了後1カ月以内、または令和8年6月10日のいずれか早い日までに、次に掲げる事項を記載したトレカ配布事業実績報告書(別記第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(1) 配布枚数

(2) 配布期間

(3) 配布期間における売上(前年同期比／%)

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。